

太陽光発電で余った電気を売った(売電)ら、確定申告が必要です。

自宅や事務所・賃貸アパートなどに太陽光発電装置をつけ、自分で使った残りの電気(余剰電力)を売って得た収入は、ほかの収入と一緒に確定申告をすることになります。

申告の手続きは、太陽光発電装置の設置場所や使い道などの状況で変わってきます。

設置状況

①自宅に設置していて、
事業には使っていない

②不動産所得があり、
その不動産に設置している

③事業所得があり、自宅兼店
舗に設置し、その両方で使っ
た後の残りを売っている

④その他の設置状況について
はお近くの税理士または税務
署へご相談ください

申告手続き

「雑所得」としてほかの所得と一緒に確定申告をします
その際、「収入」(売電で得た金額)から
「経費」(装置の減価償却費の一部※1)を引いた残りが
「所得」になります

「不動産所得」として確定申告をします
その際、売電で得た金額を不動産収入に含めます

「事業所得」(の付随収入)として確定申告をします
その際、売電で得た金額を事業収入に含め、装置の減価
償却費の一部※2を経費に含めます



※1 ①の場合は、減価償却費を「発電したうちのくらいを売ったかの割合」で経費にします。
例えば、発電量の半分を売った場合は減価償却費の額の半分を経費にします。

計算方法: $\text{太陽光発電装置の減価償却費} \times \text{売電量} \div \text{発電量}$

※2 ③の場合の計算方法は事業割合を計算にいれなければならない為、少し複雑になります。
自宅兼店舗の電気メーターが一つしかない(事業と居住用に分かれていない)場合は、まず
その割合を決めます。使用の実態や面積割合など合理的な基準で割合を出します。
次に、以下の算式で事業経費分となる減価償却費を出します。

計算方法: $\text{太陽光発電装置の減価償却費} \times A$

$A = (\text{発電量} - \text{売電量}) \div \text{発電量} \times \text{店舗の事業割合} + \text{売電量} \div \text{発電量}$

例えば、発電量: 10,000kwh

売電量: 2,000kwh

合理的な基準による店舗の使用割合 70% のとき、Aは

$(100\% - 20\%) \times 70\% + 20\% = 76\%$ となります。

上記の計算は一例です。確定申告の際は税務署またはお近くの税理士へお早めにご相談ください。